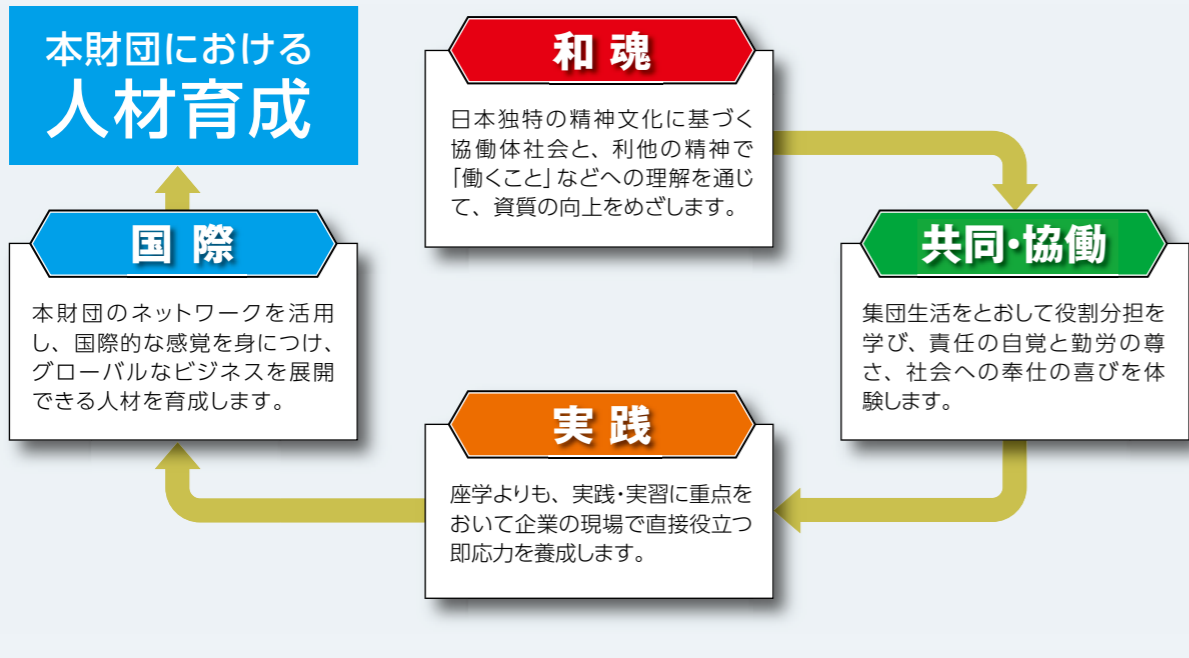




- ① 日本で最も古い国際協力団体オイスカインターナショナルが母体
- ② マレーシア政府機関の直接派遣、その他の国の優良送出し機関との連携
- ③ 技能実習生配属までの徹底指導
- ④ 生産現場への高い適応訓練
- ⑤ 高い「志」をもち、自立した技能者になれる訓練



お申込み・お問合せ



東京(本部)	〒168-0063 東京都杉並区和泉2-17-5	TEL.03-3322-5161 FAX.03-3324-7111
中部日本研修センター	〒470-0328 愛知県豊田市勤八町勤八27-56	TEL.0565-42-1101 FAX.0565-42-1103
関西研修センター	〒563-0101 大阪府豊能郡豊能町吉川120	TEL.072-738-3699 FAX.072-738-3901
四国研修センター	〒761-2103 香川県綾歌郡綾川町陶5179-1	TEL.087-876-3333 FAX.087-876-3334
西日本研修センター	〒811-1112 福岡県福岡市早良区小笠木678-1	TEL.092-803-0311 FAX.092-803-0322
浜松連絡所	〒431-1115 静岡県浜松市西区和地町5815 オイスカ開発教育専門学校内	TEL.053-486-5365 FAX.053-486-5365

外国人技能実習生

# 技能実習制度のご案内



## この制度の目的

- ① 発展途上国の産業基盤を担う若者を育成します。
- ② 国際的な視野に立った途上国の地域社会のリーダーを養成します。
- ③ 多国間の相互理解を深め国際的な協力関係を築きます。

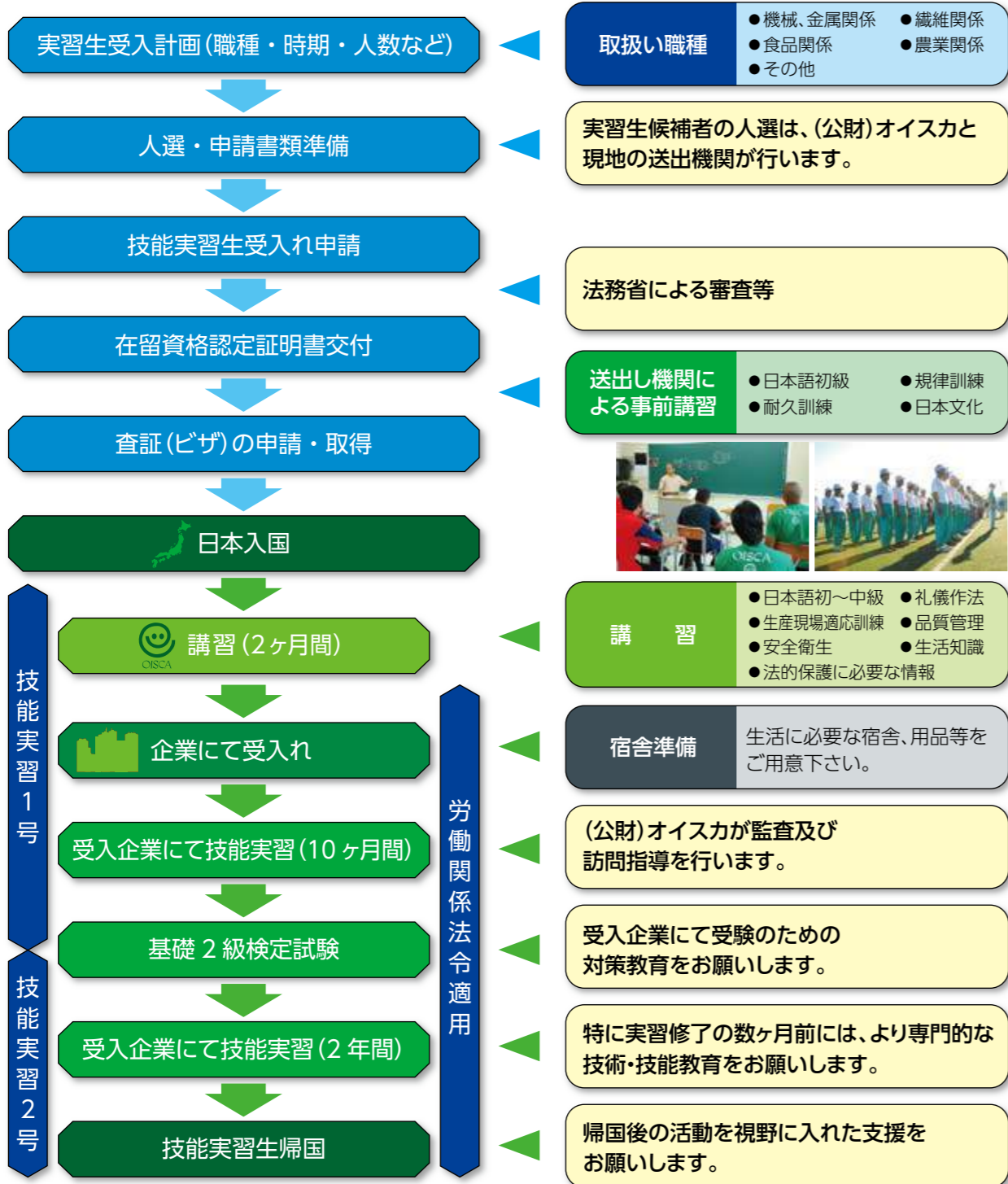
## 実習生受入れのメリット

- ① 勤勉な若手の活力が確保されます。
- ② 意欲の高い途上国の若者により、職場が活性化します。
- ③ 実習生指導のために作業の見直しが図られ、現場の改善につながります。
- ④ 海外進出の際の基盤構築や人材の確保につながります。



# 技能実習生受入申込みから帰国まで

# 受入にかかる諸費用



<b>日本入国時</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>往路の渡航費</li> </ul>						
<b>講習期間 (2ヶ月間)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習経費 ..... 200,000円 (1人・1ヶ月あたり) 【本国での事前講習費、2ヶ月間の住居・食事費・法務手続費・管理費等を含む】</li> <li>外国人技能実習生総合保険料 ..... 25,090円 (1人・3年間)</li> </ul>						
<b>技能実習期間 (2年10ヶ月間)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理費 ..... 40,000円 (1人・1ヶ月あたり) 【各連絡調整費、実習生指導管理費・法務手続費等を含む】</li> <li>JITCO年会費 ..... 資本金額が  <table border="1"> <tr> <td>~3,000万円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円~1億円</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円~</td> <td>300,000円</td> </tr> </table> </li> <li>賃金 (法律で決められた、最低賃金を下回らない額)</li> <li>健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険の各保険料</li> </ul>	~3,000万円	50,000円	3,000万円~1億円	75,000円	1億円~	300,000円
~3,000万円	50,000円						
3,000万円~1億円	75,000円						
1億円~	300,000円						
<b>帰国時</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復路の渡航費</li> </ul>						

★(公財)オイスカ技能実習生の受入経費概算 (資本金3,000万円未満の企業で1名受入れた場合)

参考	1年目	2年目	3年目
年間費用	約250万円	約240万円	約250万円

左記の概算には上記のすべての費用が含まれます。

## 受入れ特例人数枠 (1社あたり)

常勤従業員数 (パートを除く)	50人以下	51~100人	101~200人	201~300人	301人以上
「技能実習1号」受入可能人数	3人まで	6人まで	10人まで	15人まで	従業員数の1/20まで

受入可能人数は1社当たり1年間での数です。

※従業員2人以下の企業では、自社の従業員数を超える人数を受入れることはできません。また、技能実習生の数は常勤従業員に含めません。個人で農業を営む機関の受入れ可能人数は2人までです。

## 宿舍

- 講習期間の2ヶ月間は(公財)オイスカの講習施設で生活します。
- 企業にて受入れ後の2年10ヶ月間は社宅か周辺のアパート等になります。



## 医療・保険

- 講習期間の2ヶ月間はJITCOの「外国人技能実習生総合保険」で、すべてのリスクをカバーします。
- 技能実習の2年10ヶ月間は、受入企業で加入する社会保険と、自己負担分を上記「外国人技能実習生総合保険」でまかさないです。

## 帰国後の支援

- マレーシアの政府機関と連携した支援活動
- 各国の送出し機関と連携した支援活動